

職業紹介事業 返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 カ月以内に、「本人の都合による退職」又は「本人の責めに基づく解雇」により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を返還することとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| ② 入社後 1 カ月超 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、返戻金制度は適用しない。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別途定める場合があります。

株式会社 B パーソン

代表取締役 川野 竜



有料職業紹介事業許可番号 40 - ユ - 300661